

動物の愛護及び管理に関する法律

〔昭和48年10月1日
法律第105号
平成17年6月22日
最終改正〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本指針等（第5条・第6条）
- 第3章 動物の適正な取扱い
 - 第1節 総則（第7条—第9条）
 - 第2節 動物取扱業の規制（第10条—第24条）
 - 第3節 周辺的生活環境の保全に係る措置（第25条）
 - 第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第26条—第33条）
 - 第5節 動物愛護担当職員（第34条）
- 第4章 都道府県等の措置等（第35条—第39条）
- 第5章 雑則（第40条—第43条）
- 第6章 罰則（第44条—第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

（動物愛護週間）

第4条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第2章 基本指針等

（基本指針）

第5条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第1項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第6条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 動物の適正な取扱い

第1節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第8条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第9条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第2節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第 10 条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第 25 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 節において同じ。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第 22 条第 1 項に規定する者をいう。）の氏名

四 その営もうとする動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

(登録の実施)

第 11 条 都道府県知事は、前条第 2 項の規定による登録の申請があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 12 条 都道府県知事は、第 10 条第 1 項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第 2 項の規定による登録の申請に係る同項第 4 号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第 6 号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

三 第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

四 第10条第1項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

五 第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の更新）

第13条 第10条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第10条第2項及び前2条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第1項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

第14条 動物取扱業者は、第10条第2項第4号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第4号又は第6号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 動物取扱業者は、第10条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から30日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第11条及び第12条の規定は、前2項の規定による届出があつた場合に準用する。

（動物取扱業者登録簿の閲覧）

第15条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第16条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 17 条 都道府県知事は、第 13 条第 1 項若しくは前条第 2 項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第 18 条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第 19 条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。

二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第 12 条第 1 項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第 12 条第 1 項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。

四 第 12 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 6 号のいずれかに該当することとなつたとき。

五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第 20 条 第 10 条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第 21 条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(動物取扱責任者)

第 22 条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第 12 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する者以外の

者でなければならない。

- 3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

（勧告及び命令）

第 23 条 都道府県知事は、動物取扱業者が第 21 条第 1 項又は第 2 項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第 3 項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、前 2 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第 24 条 都道府県知事は、第 10 条から第 19 条まで及び前 3 条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 3 節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第 25 条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前 2 項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第 4 節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第 26 条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲

げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第 27 条 都道府県知事は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
 - ロ 第 29 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から 2 年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第 1 項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第 28 条 第 26 条第 1 項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第 2 項第 2 号又は第 4 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第 1 項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第 26 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第 29 条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第 27 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第 27 条第 1 項第 2 号ハに該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第 30 条 第 26 条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第 31 条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第 32 条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第 27 条第 2 項(第 28 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第 33 条 都道府県知事は、第 26 条から第 29 条まで及び前 2 条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 5 節 動物愛護担当職員

第 34 条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第 24 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第 4 章 都道府県等の措置等

(犬及びねこの引取り)

第 35 条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第 1 項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第 1 項(前項において準用する場合を含む。第 5 項及び第 6 項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第 1 項の規定により引取りを求

められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第36条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第5項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第39条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第5章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第40条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第41条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利

用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第2項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(経過措置)

第42条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第43条 環境大臣は、基本指針の策定、第7条第4項、第12条第1項、第21条第1項、第27条第1項第1号若しくは第41条第4項の基準の設定、第25条第1項の事態の設定又は第35条第5項(第36条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第40条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第6章 罰則

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、50万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 - 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第26条第1項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によつて第26条第1項の許可を受けた者
- 三 第28条第1項の規定に違反して第26条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第10条第1項の登録(第13条第1項の登録の更新を含む。)を受けた者
- 三 第19条第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第23条第3項又は第32条の規定による命令に違反した者

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第 24 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第 25 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 44 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 49 条 第 16 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の過料に処する。

第 50 条 第 18 条の規定による標識を掲げない者は、10 万円以下の過料に処する。
附則（平成 17 年 6 月 22 日法律第 68 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第 2 条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第 5 条第 1 項から第 3 項まで及び第 43 条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第 1 項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により定められた基本指針とみなす。

第 3 条 新法第 12 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 27 条第 1 項第 1 号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第 4 条 この法律の施行の際現に新法第 10 条第 1 項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第 14 条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日から 1 年間（当該期間内に新法第 12 条第 1 項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第 10 条第 1 項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管

のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長とする。次条第3項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第19条第1項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第2項、第21条、第23条第1項及び第3項並びに第24条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第5条 この法律の施行の際現に旧法第16条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第26条第1項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）の飼養又は保管を行っている者は、施行日から1年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

- 3 第1項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第31条、第32条（第31条の規定に係る部分に限る。）及び第33条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第7条 前3条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（条例との関係）

第8条 地方公共団体の条例の規定で、新法第3章第2節及び第4節で規制する行為で新法第6章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

第9条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

〔平成18年4月28日
環境省告示第88号〕

第1 一般原則

1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

3 周知

実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確保、本基準に即した指針の策定等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。

また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者（研究機関の長等の実験動物の

飼養又は保管に関して責任を有する者を含む。)をいう。

- (5) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (6) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (7) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (8) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

イ 実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

ウ 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。

エ 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(2) 施設の構造等

管理者は、その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。

ア 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を備えること。

イ 実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

ウ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。

(3) 教育訓練等

管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。また、実験動物管理者、実験実施者及び飼

養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

2 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺的生活環境の保全に努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者等は、実験動物の飼養又は保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。

イ 管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。

ウ 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

エ 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

オ 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次に掲げるところにより、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(i) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(ii) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(iii) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して、実験動物の状況を報告すること。

カ 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時の対応

管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を

講じること。また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

(4) 緊急時の対応

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

5 実験動物の記録管理の適正化

管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うよう努めること。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

6 輸送時の取扱い

実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

ア なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。

イ 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。

ウ 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

エ 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであること

にかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。

第4 個別基準

1 実験等を行う施設

(1) 実験等の実施上の配慮

実験実施者は、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。

(2) 事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

2 実験動物を生産する施設

幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとする。ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。また、実験動物の譲渡しに当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たすこと。

第5 準用及び適用除外

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。また、この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。なお、生態の観察を行うことを目的とする実験動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月環境省告示第37号）に準じて行うこと。

動物の処分方法に関する指針

平成7年7月4日
総理府告示第40号
一部改正 平成12年12月1日

第1 一般原則

管理者及び処分実施者は、動物を処分しなければならない場合にあつては、処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第27条第2項第4項各号に掲げる動物
- (2) 処分動物 対象動物で処分されるものをいう。
- (3) 処分 処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 処分動物の保管及び処分を行う施設並びに処分動物を管理する者をいう。
- (6) 処分実施者 処分動物の処分に係る者をいう。

第3 処分動物の処分方法

処分動物の処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第4 補則

- 1 処分動物の保管に当たっては、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年総理府告示第28号）、「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」（昭和51年総理府告示第7号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を処分する場合においても、処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針

平成18年6月1日

前文

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行われなければならない。

このため、研究機関等においては、従前から「大学等における動物実験について（昭和62年5月25日 文部省学術国際局長通知）」等に基づき、動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の整備及びその適正な運用に努めてきたところであるが、今後も生命科学の進展、医療技術等の開発等に資するため、動物実験等が実施されていくものと考えられる。

一方、平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）が公布され、動物実験等に関する理念であるいわゆる3Rのうち、Refinement（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）に関する規定に加え、Replacement（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）及びReduction（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）に関する規定が盛り込まれた。

このような動物実験等を取り巻く環境の変化を受け、研究機関等においては、科学上の必要性のみならず、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）の規定も踏まえ、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

このような現状を踏まえ、動物実験等の適正な実施に資するため、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定める。

第1 定義

この基本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 研究機関等 次に掲げる機関であって、科学技術に関する試験、研究若しくは開発又は学術研究を実施するものをいう。
 - ① 大学
 - ② 大学共同利用機関法人
 - ③ 高等専門学校
 - ④ 文部科学省の施設等機関
 - ⑤ 独立行政法人（文部科学省が所管するものに限り、独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）
 - ⑥ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（文部科

学省が所管するものに限る。)

- (4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

第2 研究機関等の長の責務

1 研究機関等の長の責務

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験委員会の設置、2に規定する機関内規程の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施の結果の把握その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じること。

2 機関内規程の策定

研究機関等の長は、法、飼養保管基準、基本方針その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。以下同じ。）の規定を踏まえ、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規程（以下「機関内規程」という。）を策定すること。

3 動物実験計画の承認

研究機関等の長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下すること。

4 動物実験計画の実施の結果の把握

研究機関等の長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

第3 動物実験委員会

1 動物実験委員会の設置

研究機関等の長は、動物実験委員会を設置すること。

2 動物実験委員会の役割

動物実験委員会は、次に掲げる業務を実施すること。

- ① 研究機関等の長の諮問を受け、動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び機関内規程に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を研究機関等の長に報告すること。
- ② 動物実験計画の実施の結果について、研究機関等の長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。

3 動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、研究機関等の長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮すること。

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他学識経験を有する者

第4 動物実験等の実施

1 科学的合理性の確保

動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に

実施すること。

(1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること

① 代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

② 実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

③ 苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。

2 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等

研究機関等の長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮すること。

① 物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

② 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮すること。

③ 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

第5 実験動物の飼養及び保管

動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施すること。

第6 その他

1 教育訓練等の実施

研究機関等の長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じること。

2 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。

3 情報公開

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報（例：機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配布その他の適切な方法により公表すること。

附則

この基本指針は、平成18年6月1日から施行する。

研究機関等における適正な動物実験等の実施に向けた基本的考え方について

～科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会

ライフサイエンス委員会動物実験指針検討作業部会最終報告書～

1. はじめに

(1) 検討の背景

動物実験等は、人の健康・安全・医療の向上と密接不可分のライフサイエンス研究の進展にとって必要であり、やむを得ない手段である。国公立大学や独立行政法人等においては、動物実験等が実施され、その結果に基づく研究成果も創出されている。

これまで、国公立大学や文部科学省所管の独立行政法人等（以下「研究機関等」という。）においては、昭和62年の文部省学術国際局長通知（以下「局長通知」という。）等に基づき、動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の整備、その適正な運用に努めてきている。

一方、昭和62年以降、動物実験等を取り巻く状況に変化が生じている。例えば、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）」が改正（平成17年6月）され、動物実験等については、国際的な動物実験等の理念である「3R¹」が明記された。また、日本学術会議においても、平成17年6月「動物実験に対する社会的理解を促進するために」が第7部²報告として、①国内で統一された動物実験ガイドラインの制定、②自主管理体制に対する第三者的立場からの評価の仕組みの実現について提言した。

(2) 検討の経緯

このような状況を踏まえ、文部科学省においては、動物愛護法改正等を踏まえ、研究機関等における適正な動物実験等のあり方について検討を行うことを目的とし、平成17年6月に科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会の下に、「動物実験指針検討作業部会（以下「作業部会」という。）」を設置した。作業部会においては、平成17年8月から平成18年4月に計7回の会議を開催し、検討を行った。検討の過程では、関係団体等からのヒアリングのほか、海外における動物実験関係法令等の現状に関する調査結果報告、国内における実験動物の現状に関する調査結果報告等を参考にした。また、動物愛護法に基づき環境大臣が定めることとされている「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「基準」という。）」の改定に関する検討が中央環境審議会で行われ、

¹ 3R：Replacement、Reduction、Refinement。動物愛護法においては、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により」、「その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によって」とされている。

² 日本学術会議第7部：日本学術会議法（昭和二十三年法律百二十一号）に基づき設置されている部門のうち、医学、歯学、薬学を専門とする部門（平成17年9月まで）

平成18年3月23日に環境大臣に対して答申がなされた。また、厚生労働省においても、厚生労働省所管の機関に対する動物実験指針に関する検討が行われている。検討にあたっては、関係各省との連携も図りつつ行った。

また、平成18年1月30日から2月28日にかけて、一般からの意見募集を行い、のべ7123件の意見が寄せられた。寄せられた意見も踏まえ、検討を行った。その結果について、以下の通りまとめる。

2. 動物実験等に関する基本的考え方

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉及び動物の愛護はもちろん、環境の保全と再生などの多くの問題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要であり、やむを得ない手段である。

このため、研究機関等においては、これまでも局長通知等に基づき、動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の整備、その適正な運用を図ってきたところであるが、今後も生命科学の進展、医療技術等の開発等に資するため、動物実験等が実施されていくものと考えられる。

一方、動物愛護法の改正において、動物実験等の理念である「3R」に関する規程のうち、ReplacementとReductionに関する規定が新たに盛り込まれた。このような動物実験等を取り巻く環境の変化を受け、研究機関等においては、動物愛護法や基準の趣旨も踏まえ、科学的観点と、動物愛護の観点を両立させつつ、動物実験等を適正に実施することがより一層重要となってきている。

このような現状を踏まえ、研究機関等において、動物実験等を適正に実施するために遵守すべき基本的事項を示す指針を定めることとした。これにより、各研究機関等において、適正な動物実験等の実施の推進を図ることとする。

3. 国の策定する基本指針と、各機関が策定する機関内規程等との関係

文部科学省においては、研究機関等における適正な動物実験等のあり方についての基本的な考え方（以下「基本指針」という。）を定めることが適当である。

また、研究機関等においては、文部科学省が示す基本指針を踏まえ、より具体的な実施方法等を定めた規程（以下「機関内規程」という。）を定めることとする。なお、機関内規程に盛り込む項目の必要最低限の内容を基本指針に明記することとする。

更に、研究機関等が機関内規程を定めるに当たり、モデルとなるガイドラインが学界において科学的観点から検討され、研究機関等に示されることが期待され、同検討を日本学術会議に要請した（平成17年11月）。

4. 基本指針に書き込む事項

作業部会においては、関係団体のヒアリング結果や局長通知に基づく現行の枠組みを参考にしつつ、基本指針に書き込むべき事項について、以下の通り、考え方をまとめた（別添参照）。

（1）動物実験等の実施に関する責任体制

動物実験等の実施に必要な体制整備を行う主体について、現行の枠組みにおいては、「大学等の長または関係学部の長が行う」と、責任主体が曖昧になっていた。

しかし、今後は動物実験等の責任主体を明確にするとの観点から、「研究機関等の長」を責任主体とすることが適当であり、基本指針においては、その旨及び以下

の任務について明記すべきである。

- ① 研究機関等の長は、適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じること。
- ② 研究機関等の長は、動物実験等を行う者（実験実施者）から動物実験計画の提出を受け、その計画について承認を与える、または与えないことができる。
- ③ また、研究機関等の長は、動物実験計画の履行結果について報告を受け、基本指針、機関内規程の遵守状況を把握するとともに、必要に応じ適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を執ることとする。

（２）動物実験委員会

①動物実験委員会の設置

基本指針及び研究機関等が定める機関内規程を適切に運用するための体制として、現行の枠組みにおいては、「動物実験委員会を設けるなどして」としており、動物実験委員会の設置については研究機関等の判断に任されていた。

しかし、これまでにほとんどの研究機関等において、動物実験委員会が設置され、動物実験計画の審査等を行い、動物実験等が適正に実施されている現状等を踏まえ、今後、動物実験等を行う研究機関等においては、研究機関等の長が動物実験委員会を設置し、動物実験等を適正に実施することを基本指針に明記すべきである。

②動物実験委員会の役割

動物実験委員会の役割については、現行の枠組みでは、明示的に示されてはいない。しかし、動物実験委員会の構成を考える上でも動物実験委員会の役割を明確にすることは必要である。

動物実験委員会は、研究機関等の長の諮問を受け、機関内規程等に基づき、それぞれの動物実験計画について、科学的合理性の確保（４．（３）①）の観点から基本指針や機関内規程等に適合しているかどうかについて審査を行うとともに、その結果について、研究機関等の長に報告するものとし、その旨基本指針に明記すべきである。

また、動物実験等の履行結果について、研究機関等の長から報告を受け、必要に応じ助言を行うこととする。

③動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、上記②の役割に鑑み、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他動物実験等を実施しない者で動物実験等に関連する学識経験を有する者のそれぞれから、その役割を全うするのに適切な構成となるよう配慮して研究機関等の長が任命することとする。その際、同一の者が動物実験等に関する識見と実験動物に関する識見を有している場合もあり得る。

（３）動物実験等

①科学的合理性の確保

動物実験等を行う際には、科学的合理性の確保に配慮することが必要であり、そのためには、動物実験等により得られるデータの信頼性確保の観点から、実験方法及び実験施設・設備の選択に当たっての適切な配慮が必要であり、その旨を基本指針に明記すべきである。また、実験計画の立案、実験実施に当たり、３Rに配慮することが重要である。

②動物実験計画の立案

動物実験計画の立案に当たっては、現行の枠組みでは、「実験動物の専門家の意見を求める等により、有効適切な実験が行えるようにすることが望ましい」としている。

しかし、今後は、適正な動物実験等が行われることが「望ましい」という曖昧な記述ではなく「より適正な動物実験等を行えるようにする」とすべきである。

また、実験動物の専門家の意見を求めることについては、動物実験計画立案から動物実験等を実施するまでのいずれかの段階で意見を求めることが望ましいものであり、動物実験計画立案時に限定する必要はないと考えられる。そのため、基本指針においては、動物実験計画の立案に当たって、科学的合理性を踏まえ、適正に動物実験等が行われるようにする旨を明記し、実験動物の専門家の意見を求める時期については、明記しないこととした。

また、動物実験計画は、以下の観点（3R）を踏まえ、立案されることが必要である。

（ア）代替法の利用について

代替法の利用については、現行の枠組みでは、「実験においては、実験動物を使わない方法によるように努めることも必要である」とされている。

動物愛護法においては、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わりうるものを利用すること～（中略）～等により動物を適正に利用することに配慮する」という規定でその主旨が記述されていることから、基本指針においても表現を合わせ明記すべきである。

（イ）実験動物の選択について

実験動物の選択については、現行の枠組みでは、「実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要がある」とされている。

基本指針においては、平成17年6月に改正された動物愛護法の「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適正に利用することに配慮する」という規定を踏まえつつ、現行の枠組みで盛り込まれているより具体的な内容についても引き続き明記すべきである。

（ウ）苦痛の軽減について

苦痛の軽減については、現行の枠組みでは、「実験操作により、動物に苦痛を与えないよう配慮すべきこと」とされている。

動物愛護法の「科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」という規定でその主旨が記述されていることから、基本指針においても表現を合わせるとともに、基準を踏まえることが必要である旨を基本指針に明記することが必要である。

③動物実験施設・設備

動物実験等を行う施設及び設備については、現行の枠組みでは、特段の規程はな

いが、科学的に適正な動物実験等の実施のためには、飼育及び保管のための施設と同様に「施設及び設備等の適切な維持管理に配慮」すべき旨を、基本指針に明記すべきである。

④安全管理上特に注意を払う必要のある実験

安全上特に注意を払う必要のある点については、現行の枠組みでは、「(供試動物の選択に当たり) 必要に応じて検疫を行うこと」、「物理的、化学的な材料あるいは病原体を取り扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮する必要があること。なお、実験施設の周囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払う必要がある」とされている。

一方、近年では遺伝子組換え動物等の取扱いや、人と動物の共通感染症の蔓延防止など、新たに安全管理に注意を払う必要のある事象が生じている。このような状況を踏まえ、新たに「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」等関係法令、人及び動物の安全や健康の確保にも留意すべきであり、その旨を基本指針に明記すべきである。

(4) 実験動物の飼養及び保管

実験動物の飼養及び保管については、現行の枠組みでは、「科学的にかつ動物福祉の観点から見て適正な動物実験を実施するためには、施設、設備等の適切な維持・管理に配慮し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行う必要がある」とされており、引き続き、基本指針においてもその趣旨を明記すべきである。

なお、実験動物の飼養及び保管に係る更なる詳細については、基準を踏まえ、機関内規程等で対応することが適当である。

(5) その他

①教育訓練等について

実験実施者等に対して行う教育訓練等については、現行の枠組みでは特段の規程はない。

一方、関係団体等のヒアリングの際にも意見として出されたが、動物実験等の適正な実施及び実験動物の飼養・保管を行うためには、実験実施者等の資質向上を目的とし、教育訓練等の必要な措置を講じることが必要である。

そのため、教育訓練等に関する内容を基本指針に明記すべきである。その際、教育訓練等の内容については、研究内容、施設及び設備の状況、動物の種類等によって異なることから、基本指針においては、研究機関等が実施する教育訓練等の基本的考え方（関係法令等に関する知識の習得、適正な動物実験等の実施、事後措置を含む適切な実験動物の飼養・保管を行うために必要な基礎知識等）を明記し、具体的内容については、機関内規程で対応することが適当である。

②動物実験等の適正な実施に係る評価等について

動物実験等の適正な実施に係る評価については、現行の枠組みでは、特段の規定はない。

一方、動物実験等の必要性について社会の理解を得るためには、その透明性の確保に努めることが必要である。

そのため、基本指針において、評価のあり方に関する内容を明記すべきである。具体的には、研究機関等の長は、年1回程度、動物実験等の基本指針適合性に関する自己点検・評価を行うとともに、その結果について当該研究機関等以外の者による検証を行うよう努めることとする。またその結果については、研究機関等のホームページを活用するなどして公表することとする。

当該研究機関等以外の者による検証のあり方については、研究機関等の長が適切に判断するものであるが、研究機関等の長が当該研究機関等以外の者を委嘱することによる新たな委員会の設置や、さらには複数の研究機関等が共同して委員会を設けることによる相互評価などが考えられる。

③情報公開について

情報公開については、現行の枠組み体制では、特段の規程はない。

一方、動物実験等の必要性について社会の理解を得、また透明性を確保しつつ動物実験等を行うためには、適切に情報を公開していくことが重要である。

そのため、基本指針に情報公開に関する内容を明記すべきである。その内容、手段、時期等については、各研究機関等において適切に判断することが適当であるが、基本指針において例示するものとする。

内容については、研究機関等が定める機関内規程や動物実験等に関する自己点検・評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養・保管の状況等に関する情報等を公開することが考えられる。また、それらについては年1回程度、ホームページ、年報、閲覧による公開等を行う。

関係団体等からの主な意見について
 ～第2回動物実験指針検討作業部会 ヒアリング結果～

(意見聴取先)

- ・ 日本学術会議 実験動物研究連絡委員会 (以下、学術会議)
- ・ 日本生理学会、日本神経科学学会 (以下、生理、神経学会)
- ・ 国立大学動物実験施設協議会、公私立大学実験動物施設協議会 (以下、国動協、公私動協)
- ・ 動物との共生を考える連絡会、日本動物福祉協会、日本動物愛護協会 (以下、連絡会等)

| | ご意見 | 対応結果 |
|---------------|--|--|
| 機関内規程 | 基本指針は国で作成すること (学術会議、生理、神経学会) | 文部科学省において、基本指針を策定 |
| | 機関内規程は学界が定めること (学術会議、生理、神経学会) | 機関内規程は大学等において定めるとし、大学等が機関内規程を定めるに当たり、モデルとなるガイドラインの検討を日本学術会議に要請 |
| 実験計画 | 実験計画書に3Rに関する事項を義務づけ(連絡会等) | 基本指針に3Rについて記述 |
| | 実験計画書への動物入手先の記録(連絡会等) | 機関内規程で対応すべき事項 |
| 選動物の 扱 | 実験動物の入手先の限定化(連絡会等) | 大学等において適切に対応すべき事項 |
| 管飼 理養 ・ | 実験動物の個体識別管理(連絡会等) | 環境省基準で対応すべき事項 |
| 公情 開報 | 実験計画書等関係記録の保管(連絡会等) | 情報公開に関する関係法令で担保すべき事項 |
| 訓教 練育 等 | 研究者に対し、関係法令の遵守、動物の健康、福祉、生命尊重等を理解させる(連絡会等) | 基本指針に教育訓練等について記述 |
| 評価等 | 専門的見地から動物実験を評価するシステム構築(システムの詳細に関する内容を含む) (学術会議、生理、神経学会) | 基本指針に研究機関等における自己点検・評価、当該研究機関等以外の者による検証について記述 |
| | 第三者機関による評価の義務づけ(連絡会等) | |

| | | |
|-----|-----------------------------------|---------------------------|
| その他 | 動物実験倫理委員会設置、研究者以外のメンバーによる組織（連絡会等） | 基本指針「自己点検・評価、検証」に趣旨を反映 |
| | 自治体への報告義務（連絡会等） | 自治体への業務付加であり、法改正を必要とすべき事項 |
| | 自治体への動物実験施設届出（連絡会等） | |
| | 自治体担当職員等による立ち入り調査（連絡会等） | |
| | 動物取扱業への実験動物繁殖・販売業者の追加（連絡会等） | 動物愛護法第 10 条の改正を必要とすべき事項 |

平成 17 年 6 月 22 日
ライフサイエンス委員会

ライフサイエンス委員会の下に設置する作業部会と
主な審議内容

○ プロテオミクス研究戦略作業部会

－タンパク 3000 プロジェクトの進展、内外の研究動向を踏まえたタンパク研究戦略

○ ゲノム・遺伝子発現研究戦略作業部会

－今後のゲノム研究の展開（機能性 RNA 研究も含む）

○ データベース整備戦略作業部会

－ライフサイエンス研究に関するデータベース整備の改善（統合化、連携の強化等）

○ バイオリソース整備戦略作業部会

－ナショナルバイオリソースプロジェクトの進展等を踏まえた今後のバイオリソース整備の在り方

○ 動物実験指針検討作業部会

－「動物の愛護と管理に関する法律」改正等を踏まえた適切な動物実験の進め方（基本的な考えを示す指針の検討）

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
ライフサイエンス委員会 動物実験指針検討作業部会 委員名簿

- 浦野 徹 (獣医学) 熊本大学生命資源研究・支援センター教授
小幡 裕一 (理学) (独) 理化学研究所バイオリソースセンター
センター長
- 甲斐 知恵子 (獣医学) 東京大学医科学研究所実験動物研究施設教授
片山 容一 (医学) 日本大学医学部教授
- ◎勝木 元也 (理学) 自然科学研究機構基礎生物学研究所長
篠田 義一 (医学) 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
島田 寿子 (弁護士) 協和綜合法律事務所弁護士
- 末松 誠 (医学 (生体シミュレーション)) 慶應義塾大学医学部教授
高木 美也子 (生命倫理学) 日本大学総合科学研究所教授
高橋 隆雄 (倫理学) 熊本大学文学部教授
- 丹治 順 (医学) 玉川大学学術研究所脳科学研究施設教授
- 野本 明男 (医学) 東京大学大学院医学系研究科教授
- 南 砂 (マスコミ) 読売新聞東京本社編集局解説部次長
山口 千津子 (獣医学) (社) 日本動物福祉協会獣医師調査員
- ◎主査
- ライフサイエンス委員

動物実験指針検討作業部会における検討スケジュール

※ 平成18年5月17日現在

平成17年8月11日 第1回動物実験指針検討作業部会

- ・ 動物実験に関する経緯について
- ・ 今後の検討の進め方について
- ・ フリーディスカッション

平成17年10月4日 第2回動物実験指針検討作業部会

- ・ 関係団体等からのヒアリング
- ・ 海外における動物実験関係の法令及び実態について調査報告
- ・ 国内の動物実験の状況について報告
- ・ フリーディスカッション

平成17年10月31日 第3回動物実験指針検討作業部会

- ・ 動物実験指針策定に関する論点整理

平成17年11月28日 第4回動物実験指針検討作業部会

- ・ 動物実験指針策定に関する論点整理（2）

平成17年12月16日 第5回動物実験指針検討作業部会

- ・ 動物実験指針策定に関する論点整理（3）

平成18年1月10日 第6回動物実験指針検討作業部会

- ・ 動物実験指針に関する報告書（案）について

平成18年1月19日 ライフサイエンス委員会

- ・ 動物実験指針に関する報告書（案）について報告

平成18年1月30日～2月28日 パブリック・コメントの実施

平成18年4月6日 第7回動物実験指針検討作業部会

- ・ パブリック・コメント結果報告
- ・ 動物実験指針に関する報告書（案）の検討

平成18年5月17日 ライフサイエンス委員会

- ・ パブリック・コメント結果報告
- ・ 動物実験指針に関する報告書（案）について報告・検討

17 文科振第 629 号
平成 17 年 11 月 22 日

日本学術会議
会長 黒川 清 殿

文部科学省研究振興局長
清水 潔

動物実験の適正な実施に向けたガイドラインの策定について（依頼）

現在、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会動物実験指針検討作業部会においては、『動物の愛護と管理に関する法律』改正等を踏まえた適切な動物実験の進め方について検討を進めており、これまで3回の会議を開催いたしました。検討の結果、国において基本的な考えを示す指針（基本指針：平成18年6月目途）をとりまとめるとともに、同基本指針を踏まえた具体的な規程（機関内規程）は各機関が策定する予定としております。

つきましては、各機関において具体的な機関内規程を定めるにあたり、貴会議において、科学的観点からモデルとなるガイドラインをご検討いただきますようお願いいたします。

（本件事務連絡先）

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
ライフサイエンス係長 藤原 志保
〒100-8959
東京都千代田区丸の内 2-5-1
TEL:03-6734-4106
FAX:03-6734-4109

文学情第141号
昭和62年5月25日

各国公私立大学長
各大学共同利用機関長 殿
各国公私立高等専門学校長

文部省学術国際局長
植木 浩

大学等における動物実験について（通知）

近年、大学等における動物実験は、バイオサイエンス研究の急速な発展とともに、医学、生物学、農学等の生物系研究領域において、その重要性がますます高まっております。他方、動物実験については、科学的にはもとより、動物福祉の立場からも適切な配慮が必要であるとの提言や指摘が関係学会等でもなされております。また、国際的にも、動物福祉にも配慮した動物実験指針の作成が要請されるようになっております。

我が国では、すでに、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「実験動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）が制定されていますが、特に、動物実験を行う研究者も多い大学等においては、今後、それぞれの状況に応じ、動物実験の立場から、適切な実験指針を整備していくことが重要な課題となっております。

このような状況にかんがみ、学術審議会においては、かねてから、大学等における動物実験の在り方について検討が行われてきましたが、このたび、その検討結果が「大学等における動物実験の実施に関する基本的な考え方について（報告）」として別添のとおり取りまとめられました。

については、貴学（校・機関）において動物実験が行われる場合には、上記の法律及び基準によるほか、上記の報告を踏まえつつ、下記の諸点に留意の上、動物実験の指針を整備するとともに、関係職員等に対し指針の周知徹底を図るなどして、動物実験が有効適切に行われるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 動物実験の指針は、当該大学等の研究上の必要等を勘案しつつ、次のような原則的な考え方に基づき整備すること。

(1) 実験計画の立案

実験計画の立案に当たっては、実験動物の専門家の意見を求める等により、有効適切な実験が行えるようにすることが望ましいこと。なお、実験においては、実験動物を使わない方法によるように努めることも必要であること。

(2) 供試動物の選択

供試動物の選択に当たっては、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要があること。また、必要に応じて、検疫を行うこと。

(3) 実験動物の飼育管理

科学的にかつ動物福祉の観点からみて適正な動物実験を実施するためには、施設、設備等の適切な維持・管理に配慮し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行う必要があること。

(4) 実験操作

実験操作により、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮すべきこと。このことは、科学的に適正な動物実験のためにも、また、動物福祉のためにも必要であること。

(5) 安全管理に特に注意を払う必要のある実験

物理的、化学的な材料あるいは病原体を取り扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮する必要があること。なお、実験施設の周囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払う必要があること。

(6) 動物実験委員会の設置

動物実験委員会を設けるなどして、動物実験指針の適正な運用を図ること。委員会は、当該大学等の実験動物の専門家、実験者、その他必要と認められる者によって構成することが望ましいこと。

また、動物実験委員会は、当該大学等の動物実験施設の運営委員会など既存の組織の改組、拡充によって整備することも可能であること。

2. 動物実験の指針及び動物実験委員会の整備については、各大学等の実情に応じて、大学等の長又は関係学部等の長が行うものとする。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（案）
 に対する意見募集の結果について（概要）

1. 意見募集の方法

意見募集期間：

平成18年1月30日（月）～平成18年2月28日（火）（30日間）

告知方法：文部科学省ホームページ、記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送

2. ご意見の数

| | | |
|----------------|---------|--------|
| (1) 電子メールによるもの | 516通、延べ | 2271意見 |
| (2) 郵送によるもの | 262通、延べ | 4852意見 |
| 計 | 778通、延べ | 7123意見 |

3. ご意見の概要

- ・ 各項目に対して多数のご意見をいただいた。
- ・ 研究を実施する立場からのご意見と、動物の福祉を考える立場からのご意見、双方から相反するご意見が寄せられた。

- 前文に関する意見 412意見
- 第1（定義）に関する意見 703意見
- 第2（研究機関等の長の責務）に関する意見 80意見
- 第3（動物実験委員会）に関する意見 1045意見
- 第4（動物実験等の実施）に関する意見 2405意見
- 第5（実験動物の飼養及び保管）に関する意見 31意見
- 第6（その他）に関する意見 1847意見
- その他 600意見

動物実験の適正な実施に向けたガイドライン

2006年6月1日

日 本 学 術 会 議